

帯広圏デジタル化推進協議会設置要綱

令和5年1月25日

(設置)

第1条 帯広圏（帯広市、音更町、芽室町及び幕別町をいう。以下同じ。）の地域において、各自自治体が連携したデジタル化の推進について調査検討を行うため、帯広圏デジタル化推進協議会（以下「協議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 協議会は、次に掲げる事務を行うものとする。

- (1) 帯広圏におけるデジタル化推進に係る方針の策定に関すること。
- (2) その他帯広圏におけるデジタル化推進に必要なこと。

(組織)

第3条 協議会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 帯広市長
- (2) 音更町長
- (3) 芽室町長
- (4) 幕別町長
- (5) その他デジタル化推進に係る専門的知見を有する者

(座長)

第4条 協議会に座長を置き、協議会において決定する。

- 2 座長は、協議会を代表し、会務を総理する。

(会議)

第5条 協議会の会議は、座長が招集し、議長となる。

- 2 協議会は、委員以外の者から、目的を達成するために必要な知識、情報及び経験を有した者に参加を求め、会議に出席させることができる。

(専門部会)

第6条 協議会には、詳細の事項の審議のため、必要に応じ、有識者による専門部会を設置することができる。

- 2 専門部会は、協議会の座長を委員長とし、委員は、座長が任命する。

(委員への謝礼)

第7条 第3条第5号の委員及び前条の専門部会の委員に対して、謝礼を支払うものとする。

- 2 前項の謝礼の金額は、会議開催1回につき16,000円とする。

(庶務)

第8条 協議会の庶務は、帯広市において処理する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、協議会において定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月25日から施行する。